明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務五二）　一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委六）　一
○日本国に帰化を許可する件（法務五四）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同五五）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務三八）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同三九）　二
○消防機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とアルメニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇）　二
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に定める厚生労働大臣の権限又は事務の委任に関する件の一部を改正する件（厚生労働二六）　三
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（農林水産三三九）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一三）　五
○少数生産車の型式を承認した件（経済産業・国土交通・環境一～六）　五
○少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件（同七～九）　五
○少数生産車の型式についての承認を取り消した件（同一〇、一一）　六
○地すべり防止区域を指定する件（国土交通一五四～一五六）　六
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録事項変更の件（同一五七）　七
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁一六）　七
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛三〇）　八
○都市計画に関する件（関東地方整備局二九、三〇）　八
○道路に関する件（同三一～三四）　九
○道路に関する件（中部地方整備局一三）　九
○道路に関する件（中国地方整備局八）　二

〔国会事項〕

内閣　法務省　最高裁判所

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）

法務

公証人任免（法務省）

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）

〔公告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

告示

○総務省告示第五十二号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成三十年二月十四日

総務大臣　野田　聖子

名称	期間	地域
自由民主党本部周辺地域	平成三十年二月十七日から平成三十一年二月十六日まで	東京都千代田区　平河町一丁目（五番及び六番に限る。） 平河町二丁目 紀尾井町（一番から三番までに限る。）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○政治資金適正化委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成三十年二月十四日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五三六八	三〇、一、一〇	平林　誠
五三六九	三〇、一、一〇	有光　洋介

○法務省告示第五十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成三十年二月十四日

法務大臣　上川　陽子

住所　京都府宇治市五ケ庄寺界道7番地3
オシュラフノフ・アザマト・サバルベコヴィチ
平成元年4月18日生

住所　長野県諏訪市大字上諏訪7759番地8
黄紹兼　昭和58年1月22日生